

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 1 月 13 日（金）第3279号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○地域森林計画の決定	（森林経営課取扱い）	1
○地域森林計画の変更（5件）	（森林経営課取扱い）	1
○保安林の指定（5件）	（森づくり推進課取扱い）	3
○救急病院等の認定（3件）	（地域医療整備課取扱い）	5
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	6
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	（障害福祉課取扱い）	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	（障害福祉課取扱い）	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新	（障害福祉課取扱い）	7
○肥料の登録の有効期間の更新	（食の安全推進課取扱い）	7
○団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を相当とする決定	（農地整備課取扱い）	7
○公共測量の終了	（監理課取扱い）	7
○指定管理者の指定（3件）	（都市計画課取扱い）	8
	（建築課取扱い）	8
○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出	（建築課取扱い）	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（南薩地域振興局取扱い）	9
○道路の位置指定	（大隅地域振興局取扱い）	9

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 14 号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により奄美大島地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 森林計画区の名称  
奄美大島森林計画区（奄美市及び大島郡一円）
- 2 縦覧の場所  
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課

## 鹿 児 島 県 告 示 第 15 号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により大隅地域森林計画（平成26年 1 月 14 日鹿児島県告示第22号をもって公表）を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次の

とおりに縦覧に供する。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

大隅森林計画区（鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡及び肝属郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課

### 鹿児島県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により南薩地域森林計画（平成28年1月15日鹿児島県告示第29号をもって公表）を変更したので，当該変更後の地域森林計画を次のとおりに縦覧に供する。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

南薩森林計画区（鹿児島市，枕崎市，指宿市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市及び鹿児島郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課，鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課

### 鹿児島県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により北薩地域森林計画（平成27年1月16日鹿児島県告示第21号をもって公表）を変更したので，当該変更後の地域森林計画を次のとおりに縦覧に供する。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

北薩森林計画区（阿久根市，出水市，薩摩川内市，伊佐市，薩摩郡及び出水郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課，北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

### 鹿児島県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により始良地域森林計画（平成28年1月15日鹿児島県告示第27号をもって公表）を変更したので，当該変更後の地域森林計画を次のとおりに縦覧に供する。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

始良森林計画区（霧島市，始良市及び始良郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

### 鹿児島県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により熊毛地域森林計画（平成28年1月15日鹿児島県告示第28号をもって公表）を変更したので，当該変更後の地域森林計画を次のとおりに縦覧に供する。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 森林計画区の名称  
熊毛森林計画区（西之表市及び熊毛郡一円）
- 2 縦覧の場所  
鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農林普及課

**鹿児島県告示第20号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
日置市吹上町永吉字山衛守9668番6から9668番10まで
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第21号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
薩摩川内市東郷町山田字櫻ヶ段1639番1，1643番4，字塔ノ尾1646番2
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第22号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
薩摩川内市東郷町山田字大谷2200番12
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第23号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
薩摩郡さつま町神子字鍋段3911番1，字飯田ヶ平5656番1
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第24号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
薩摩郡さつま町神子字小兎ヶ尾3975番3
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第25号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
高江記念病院	薩摩川内市永利町2504番地1

2 認定の有効期限

平成32年1月5日

### 鹿児島県告示第26号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号

2 認定の有効期限

平成32年1月13日

### 鹿児島県告示第27号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
大井病院	始良市加治木町本町141番地
霧島杉安病院	霧島市霧島田口2143番地
国分生協病院	霧島市国分中央三丁目22番18
寺田病院	伊佐市大口上町31番地4
県立北薩病院	伊佐市大口宮人502番地4

2 認定の有効期限

平成32年1月31日

### 鹿児島県告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションヘルスサポートかのや	鹿屋市田崎町 2222番地17	株式会社橋元	鹿屋市田崎町 2222番地17	橋元 四男	平成29年 1月1日	訪問看護

## 鹿児島県告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスとして	日置市伊集院町 郡1761番地	医療法人めぐみ会	日置市伊集院町 猪鹿倉96番5	久保 洋文	平成29年 1月31日	介護予防 通所介護

## 鹿児島県告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションヘルスサポートかのや	鹿屋市田崎町 2222番地17	株式会社橋元	鹿屋市田崎町 2222番地17	橋元 四男	平成29年 1月1日	介護予防 訪問看護

## 鹿児島県告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
南栄薬局	鹿児島市南栄五丁目10-15-1 F	平成28年 11月30日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
瀬々串薬局	鹿児島市喜入瀬々串町3409-2	平成29年 1月1日	精神通院医療

豊栄調剤薬局柏原店	肝属郡東串良町川東3332番地 1	平成29年 1月1日	精神通院医療
-----------	----------------------	---------------	--------

## 鹿児島県告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
さつき調剤薬局	鹿児島市鷹師二丁目3番19号	平成29年 1月1日	精神通院医療
ひなた薬局	薩摩郡さつま町轟町18番地14	平成29年 1月1日	精神通院医療
フタヤ薬局垂水店	垂水市旭町23番地	平成29年 1月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第34号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番 号	更新後の 登録の有 効期限	肥料の種 類	肥料の名 称	保証成分量（%）	その他の規格	生 産 業 者	
						氏名又は 名称	住 所
鹿児島 県肥第 1302号	平成32年 1月28日	乾燥菌体 肥料	黒もろみ	窒素全量 8.0 りん酸全量 3.0 加里全量 1.0	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は公定規格のと おり	西薩クリ ーンサン セット事 業協同組 合	いちき串 木野市西 薩町17番 地8

## 鹿児島県告示第35号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、鹿児島市が行う土地改良事業団体営村づくり交付金吉野地区鶴田換地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成29年1月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 縦覧期間  
平成29年1月16日から同年2月10日まで
- 縦覧場所  
鹿児島市役所農地整備課

## 鹿児島県告示第36号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から平成28年7月15日鹿児島県告示第703号で告示した公共測量の実施は、平成28年12月14日終了した旨の通知があった。

平成29年 1 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第37号**

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成29年 1 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 公の施設の名称  
吹上浜海浜公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人鹿児島県地域振興公社  
鹿児島市名山町4番3号
- 3 指定の期間  
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

**鹿児島県告示第38号**

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成29年 1 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 公の施設の名称  
北薩広域公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人鹿児島県地域振興公社  
鹿児島市名山町4番3号
- 3 指定の期間  
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

**鹿児島県告示第39号**

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成29年 1 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 公の施設の名称  
県営住宅（大島郡与論町内分）
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
与論町  
大島郡与論町茶花32番地1
- 3 指定の期間  
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

**鹿児島県告示第40号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、中央町19・20番街区市街地再開発組合から、次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。

平成29年 1 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

氏名 庵下龍馬  
住所 鹿児島市中央町19番地26

## 南薩地域振興局告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 1 月 13 日

南薩地域振興局長 森山健二

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ホームヘルパー ステーション金 宝樹	南さつま市加世 田本町51番地6	一般社団法人と まり木福祉の会	南さつま市金峰 町宮崎875番地	古城みゆき	平成29年 1 月 1 日	居宅介護 ・重度訪 問介護・ 同行援護

## 大隅地域振興局告示第1号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年 1 月 13 日

大隅地域振興局長 酒匂司

指定の年月日	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 11月30日	志布志市志布志町 志布志三丁目3番 5号 株式会社南九州不 動産 代表取締役 宮田清一郎	志布志市有明町野井倉字 坂上6038番23	35.00	4.18